

## 第35回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年6月30日（金）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

## 第35回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年6月30日（金）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、苅部嘉也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：会長 宋戸幸男

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二

## 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について
5. 協議事項
  - (1) 令和5年8月の総会日程（案）について
  - (2) 農地利用状況調査の農家への周知について
6. 報告事項
  - (1) 農業委員会委員評価委員会及び委員任命の同意について（後任者選出案件・改選案件）
  - (2) ふれあい農園「ブルーベリーのつみとり」の開催について
  - (3) 都内農産物等の放射能検査について
  - (4) 「第69回世田谷区夏季農産物品評会」の審査結果について
7. その他
  - ・農業経営基盤強化促進法改正に伴う対応について
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻少し前ではありますが、皆様おそろいの方ですので、ただいまより第35回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、次第2、会長挨拶から進めさせていただきます。本日は宍戸会長が欠席となりますので、高橋職務代理にお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 (会長職務代理挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日は、会長、宍戸幸男委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日から総会に参加されます新しい農業委員を紹介させていただきます。阿久津皇委員でございます。

○阿久津委員 (阿久津委員 挨拶)

○高橋会長職務代理者 続きまして、本日の署名委員ですが、石井勝委員、石井朝康委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件、第5条が5件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、第4条、第5条について説明をさせていただきます。

まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について報告いたします。

受付番号5-4-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。本件は、粕谷2丁目の農福連携事業用地に関する

る届出となります。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号5-4-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、農地法第5条について報告をいたします。資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-4。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-6。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2-4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-7。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2-5をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-8。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○高橋会長職務代理者 この件につきましてご質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 では、質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。  
続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが2件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についてが2件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○高橋会長職務代理者 それでは、調査されました苅部嘉也委員、結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ご意見がないようですので、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1 件目を事務局から説明願います。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、調査されました苧部委員、結果の報告をお願いいたします。

○苧部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございました。

この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 では、ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 では、証明書を発行することといたします。

続きまして、2件目について事務局から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.4-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 それでは、この件について調査されました野島秀雄委員、結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件について意見がありましたら、お願いいたします。

○三田委員 ○○さんはどういう関係の方、一番日数……。

○野島委員 ○○さんは奥さんです。

○三田委員 奥様なんですね。分かりました。

○高橋会長職務代理者 よろしいですか。

○三田委員 はい。ありがとうございます。

○高橋会長職務代理者 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議となりますが、1件目は○○からの申請でございます。農業委員会等に関する法律第31条1項、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないという規定により、本件の審議については黒岩事務長にお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、審議を進めさせていただきます。恐れ入りますが、審議の間、○○にはご退席をお願いいたします。

[○○ 退室]

○事務局 それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○事務局 この件について調査された鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○事務局 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局 それでは、証明書を発行することといたします。

〇〇に入室していただき、〇〇に進行をお戻しいたします。

[〇〇 入室]

○事務局 それでは、〇〇に進行をお戻しいたしますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての2件目から、よろしくをお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 では、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の2件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○高橋会長職務代理者 それでは、これを調査されました橋本正志委員、結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件について意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明願について承認いただける方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

全員の賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

続きまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についての審議となります。

1件目について、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長職務代理者 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。

○宮川委員 いつもお聞きするんですけれども、10ページの公図を見ますと、○○の内○○㎡、これはどこなんですか。利用計画でいうと、これ全部という形になるんですけれども。

○事務局 恐れ入ります。公図の方には、すみません、記載がありませんでした。次回以降、そちらにも記載するようにはいたしますが、14ページの……。

○宮川委員 はい、それを見ています。

○事務局 計画の形で、北側になりますので、公図の方でも北側に位置するところがその○○㎡に該当してまいります。

○宮川委員 何か黒い線があるところですか。黒く見えるところ。

○事務局 ちょっと見にくいんですけれども、黒い線のあるところでございます。次回以降、もうちょっと分かりやすくさせていただきます。

○三田委員 では、それに関して質問なんですけれども、こういう生産緑地の賃貸では、公道に対する接道要件というのは、法的には特に必要ないものなんですね。だから、例え

ば、今回がそうなんだと思うんですけれども、畑の中を通っていくんだったら、その所有者である自分の畑は通ってもよいよというような形。そうすると、細かいことではありますけれども、この契約書自体が農大とのあれにそのことをあまり明示していないみたいな感じも見受けられるので、そんなことを言う必要はないよなんだとは思いますが、ほじくり返すようで悪いんですけれども、あった方がいいのかなという感想を持ちました。

以上です。

○橋本委員 先程の14ページの関係で、トータルの借り受けるのが〇〇㎡、14ページの図面の一番上は長さが〇〇mと書いてありますから、大まかに言えば、〇〇m弱の幅ですと細長く貸すということになりますと、作物を作るところと通路、そういうのを考えると、もうちょっと多くないといけないんじゃないかなという感じもするんですけれども、そのところはどういうふうな感じになるのでしょうか。

○事務局 こちらは実際に耕作している箇所を記載していただいている、農道等の箇所は含めていない状態になっております。実際、農大と大木さんの間で面積を決められておりますので、当事者同士の面積について、事務局から特に何かお伝えするという事はないという今現状ではございます。

○橋本委員 そうしますと、よく分かりませんが、税金だとか何かの関係からいうと、〇〇㎡ではなくて、その部分まで入れておいた方が貸す方にとっては有利かなとか、いろいろあるんじゃないかと思うんですけれども、そのところの場合はどういうふうな感じになるのでしょうか。

○事務局 この貸借円滑化の内容というのが、申請者側の方から、このような形で貸借を結ぶということで決められて、申請を受けたものを審査するという状況なので、それぞれの契約の中で決められたものを我々は受け取るのみというところですので、そこについて、何かこちらからこうした方がいいとかということはありません……。

○橋本委員 サポートしたり、指導されたりということはしないと。

○事務局 この貸借という制度に乗るように助言をさせていただくことはあるんですけれども、実際の中身に関しては申請者の方たちで整理をしていただいている、我々は……。

○橋本委員 双方で合意すればいいという感じの……。

○事務局 そうということですが、また、この制度に乗らなければ、そこは助言させていただくという形で運用しております。

○橋本委員 だから、ちょっともったいないような気もするんですけれどもね。

○高橋会長職務代理者 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ご意見がなければ、採決させていただきます。

本件の申請について承認する人は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

全員賛成のようですので、計画決定通知を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

○事務局 お手元の資料No.6-2をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長職務代理者 それでは、この件について調査されました苅部嘉也委員、結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。

いろいろ、あっち見たり、こっち見たりでややこしくなっていますけれども、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

本件申請について承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

計画決定通知を発行することにいたします。

以上で都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

令和5年8月の総会日程(案)についてを協議いたします。

8月ですと、今の農業委員がどこまで一緒にいられるかどうか分かりませんが、続けてやられる方だけではないと思いますが、一応、審議ということになっていますので、協議をいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.7をご覧ください。令和5年8月の総会日程（案）についてです。

次回の総会開催日時につきましては、7月28日金曜日午後4時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室での開催が決定しております。

令和5年8月の開催日時につきましては、8月31日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 それでは、総会の日程について原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋会長職務代理者 では、原案のとおりといたします。

次に、(2)の農地利用状況調査の農家への周知についてを協議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局 お手元の資料No.8、農地利用状況調査の農家への周知についてをご覧ください。

こちらの案内につきましては、7月に発行されますせたがや営農だよりに掲載する内容の案でございます。主に、農地パトロールの日程について協議をさせていただければというところが本題でございます。掲載する文章につきましては、毎年ほぼ同様の内容となりますが、まず、平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は農地を適正に管理しなければならない責務が規定されたということ。それにより、農業委員会が実施する農地パトロールが法制化されたということ。また、適正に農地が管理されていない場合は、農地法第30条に基づいて必要な指導を実施するという。その指導による改善が見られない場合は、相続税等納税猶予適用農地においては税務署に通知され、その結果として、期限が確定されることがあるという内容にさせていただきます。

この掲載文の中の農地パトロールの日程についてはご協議いただければと思いますが、世田谷区農業委員会におきましては、9月1日金曜日から10月20日金曜日までを農地パトロールの期間とし、農地の利用状況について調査しますという文章を掲載したいと思っております。

今回の掲載文の内容をご確認いただきますとともに、農地パトロールの期間についてご確認いただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、農地パトロールのご案内につきましては、8月総会の中で、新委員を迎えることもございますので、詳しくご説明をさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長職務代理者 この件について質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、掲載文の内容、農地パトロールの期間については以上のとおり決定いたします。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について事務局から説明願います。

○事務局 それでは、次第6、報告事項について順次説明をいたします。

報告事項の1件目は、世田谷区農業委員会委員任命の同意について（後任者選出案件・改選案件）となります。

まず、資料No.9-1をご覧ください。世田谷区農業委員の1名欠員に伴い、後任の委員を任命する必要が生じたため、6月8日に世田谷区農業委員会委員被推薦者等評価委員会を開催して、先程ご挨拶をいただきました阿久津皇区議会議員を候補者と決定し、第2回区議会定例会にて承認をいただきました。

続いて、資料No.9-2をご覧ください。世田谷区農業委員会委員の改選に伴う21名の候補者につきましても、6月8日の世田谷区農業委員会委員被推薦者等評価委員会において決定し、第2回区議会定例会にて承認をいただきました。任期は令和5年7月30日から令和8年7月29日までの3年間となります。引き続き農業委員としてご協力をいただく皆様には、よろしくお願いいたします。なお、8月2日に特別総会を開催し、辞令交付を行う予定となっております。

続きまして、お手元の資料No.10をご覧ください。報告事項の2件目は、ふれあい農園「ブルーベリーつみとり」の開催についてでございます。内容につきましては、お配りした資料のとおりでございますが、また、ここでちょっと一部修正をお願いしたいのでございますが、植松農園さんにつきましては、開始日が7月6日木曜日からに変更となっております。資料の修正をお願いいたします。なお、周知方法につきましては、7月1日発行の「区

のおしらせ」及び区のホームページ等にてご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No. 11の都内農産物等の放射能検査について報告をいたします。令和5年5月25日、6月1日、8日、15日、22日の検査結果の内、5月25日実施分のジャガイモが世田谷産となっておりますが、ほかの品目を含め、全ての検査日において全て異常はございませんでした。

続いて、資料No. 12をご覧ください。第69回世田谷区夏季農産物品評会の審査結果について報告をいたします。今回も農家の皆様には多数のご出品をいただき、事務局として御礼申し上げます。各賞の入賞者につきましては一覧のとおりとなりますが、今回の世田谷区農業委員会会長賞につきましては、香取葉子様が受賞されました。なお、入賞者の皆様は、8月18日金曜日に表彰式を予定しております。世田谷区農業委員会会長賞につきましては、宍戸会長に授与のご協力をお願いする予定となっております。

報告事項につきましては以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○宮川委員 教えていただきたいんですけども、資料No. 9-2、次年度の農業委員の任命の件なんですけれども、区議会議員の場合は、第2会派の人が1名入ると私は認識しております。今回の選挙で第2会派が変わったんですか。私は分からないので、ちょっと専門家。

○真鍋委員 この間、俺が発言した経緯があるから、すみません。会派は政党名だけではなくて組むことがありますので、公明さんは8名で、立憲民主さんがれいわ新選組の1人の方を足して8人になったので、同じ8対8になって、話合いの中で、今は公明さんが農業委員さんが1人いらっしゃるんですが、同じ8名、8名なので、今度は立憲・れいわさんがまず前期をやるという形に話合いで決まったという流れです。

○宮川委員 ありがとうございます。

○真鍋委員 お騒がせしました。

○高橋会長職務代理者 ほかにございますか。

○真鍋委員 それで、8月2日なんですけれども、何時にどこでやるんですか。

○事務局 午後1時から、4階大会議室を予定してございます。

○高橋会長職務代理者 皆さんはよろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 質問がないようですので、以上で報告事項は終了いたします。

○橋本委員 簡単なことなので、先にさせてもらいます。次回の7月で、私は3年間の任期が終わります。それで、いろいろ審議の資料を私たちは頂いているんですけども、個人情報なので、その辺の処置について明確にどういうふうにしたらよろしいかというのを、最初に話されたかどうかちょっと記憶にないので、その辺はどういうふうにしたらいいかというのをちょっとお聞きしたい。これはどうするか。

○事務局 実際、毎回、総会の資料として個人情報を含むものを皆様にお配りをしています。私が申し上げる話までもないんですけども、皆様には守秘の義務を負っていただいております。そのために、毎回、適切に処分をいただいているのか、そのまま保存していただいているのか、それにもよると思うんですが、適切に、個人情報ですので、シュレッターとまではいかないですけども、そういった裁断の処理とかをしていただいで処分していただいても構いませんし、もしそれが差し支えがあるということであれば、お手数ですが、事務局にお戻しいただければ、個人情報として私どもで処分をさせていただきます。

以上でございます。

○橋本委員 ありがとうございます。

○高橋会長職務代理者 ほかに質問はよろしいですか。

○事務局 今日、7のその他で2件ございますので、よろしいでしょうか。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、これに伴い、都道府県知事が定める基本方針及び区市町村が定める基本構想の一部改正が必要となりまして、東京都知事が定める基本方針の改定は6月末、ですから本日までにということになっておりまして、市区町村長の定めます基本構想の改定につきましては、9月末までに行う必要が生じてまいりました。

区では、農業振興計画が基本構想として位置づけられておりますため、計画の中に農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用等、法改正に伴う既定項目を追加するものとなります。具体的内容は、都の基本方針を踏まえつつ、これから調整してまいりますけれども、これまで何度かあった基盤強化促進法の改正に伴う改定と同様に、法改正に伴う形式的な変更となる予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、農業振興計画の一部の改定案を7月の総会にお諮りするとともに、各JA、東京都の意見を伺いまして、9月末の公告を目指して進めてまいります予定でございます。

説明は以上でございます。

○高橋会長職務代理者 何か質問はございますか。

○事務局 では、この件については……。

○事務局 よろしいですか。あと1点ございまして……。

本日、次第には載っておらないのですが、せたがやそだちの魅力発信ビジネスプランコンテストというチラシを皆さんにお配りさせていただいております。こちらは、実施して3年目になるような区の事業になりますけれども、区内産農産物をせたがやそだちとして皆さんにPRしている中で、そのせたがやそだちを使った加工品の商品化というものを目指すビジネスプラン、商品について募集をしまして、優秀賞というコンペのような形で選びまして、補助金を最大50万円、優秀賞30万円という形で交付しているという内容です。

これは産業連携交流推進課と共同で立ち上げた事業になっていまして、これまで、事業者側への周知はそちらの方からかなりしておったんですが、逆に農家さんのおつながりの中で、もしお知り合いの事業者さんだとか、加工をお願いしている方だとか、現在もう既に作っている加工品を応募するというのは難しいんですが、少し品を替えたりだとか、例えば、前回ですと、チョコレートで作っていたシフォンケーキをせたがやそだちの農産物を使ったシフォンケーキとしてやっていきたいというようなものが最優秀賞を取ったりしております。そういった事業を考えていらっしゃる事業者さん等、ご存じの方がいらっしゃったら情報をお伝えいただきまして、詳しい内容については、我々、都市農業課の農業振興係の方でやっておりますので、説明に伺ったりもいたしますので、情報提供していただければと。

また、もしですが、農家さん自身が加工品を作られるというような場合においても、こちらのコンテストに参加していただくことも可能でして、これは10分の10の補助金交付になりますので、例えば、こういう加工をしたいので、こういう機器をというようなところも対象になるような補助金ですので、ご興味があるような方は、こちらの方にお問い合わせいただいたり、お知り合いの方に周知いただいたり、協力いただきたいというお願いでございました。

一応、こちらについての説明は以上です。

○大塚委員 世田谷の農家で作っている梅干しなんかは対象になるんですか。

○事務局 なります。ただ、まだこれからの新規の事業……。

○大塚委員 新規事業だけに該当する訳ね。

○事務局 そうなんです。なので、その梅干しに何か目新しいものを少しプラスしていた

だいたりとか。

○大塚委員 目新しい梅干し。

○事務局 梅干し自体は目新しくないかもしれないですけども、新しいビジネスプランというか、新しい事業というのをいろいろ進めていくことを応援するという事業なので、例えば、売り方だとか、目新しさを少し入れていただくと申し込んでいただけるかなと思っっています。

○大塚委員 これは世田谷区が加工を奨励しているということね。

○事務局 加工をする事業者さんも増やして、せたがやそだちがいろんところで皆さんの目に止まったりだとか、いろんな事業者さんがこういうことをきっかけにせたがやそだちを使いたいと思っただけのようにということで立ち上げた事業になります。

○大塚委員 最近見た商品で練馬大根のお煎餅というのを見たことがあるんだ。

○高橋会長職務代理者 ありましたね。

○大塚委員 知っている？びっくりしちゃって、世田谷はちょっと負けているなと思っしました。

○高橋会長職務代理者 向こうの農協に行ったら売っていましたよ。

ところで、こういうのは2つの農協にご相談していますか。

○事務局 これ自体はしております。立ち上げのときから相談していて、審査の方にもご協力いただいているような状態です。

○高橋会長職務代理者 そうですか。話が出てこないものですからね。

○事務局 そうですか、ちょっと我々の周知が足りなくてすみません。

○大塚委員 これに似た商品が、大蔵大根の煮物をパッケージして売るという話が具体的に1回だけあったんです。

○事務局 そういうところで、もしもう1度商品化をとったら、これに応募していただい、優秀賞に選ばれたりすると補助が……。

○大塚委員 要らない。

○事務局 要らないんですか。

○大塚委員 加工食品よりそのものおいしいから。

○事務局 それはおっしゃるとおりだと思います。

○海老澤委員 この業者さんは、加工場が世田谷区内じゃなくて渋谷にあるような業者さんというのはできるんでしょうか。世田谷区内にある業者さんを対象にしているというこ

とですね。

○事務局 区内の事業者さんを対象にしております。

○海老澤委員 分かりました。

○事務局 何かお知り合いだとかありましたら、説明とかにも伺いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

お時間いただいてすみません。

○高橋会長職務代理者 よろしいですか。ほかに質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ないようでしたら、本日の農業委員会を終了いたします。

閉会のご挨拶を黒岩事務長よりさせていただきます。お願いいたします。

○事務局 (事務長 挨拶)

この議事録は、令和5年6月30日(金)開催の第35回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男